



令和2年2月4日

東京都知事

小池 百合子 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 新美 育文



東京都特定個人情報の保護に関する条例第24条第2項の  
規定に基づく諮問について（答申）

令和元年11月25日付31主課課第321号により、当審議会に対して諮問された「地方  
税の賦課事務（個人事業税）に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、  
別紙のとおりです。

## 別紙

### 「地方税の賦課事務（個人事業税）に係る 特定個人情報保護評価書（案）」について

#### 第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「地方税の賦課事務（個人事業税）に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

#### 第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、地方税の賦課事務（個人事業税）における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を概ね講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

##### 1 委託の取扱いについて

- (1) 委託及び再委託先への管理監督は概ね適正であることが確認された。
- (2) 当該事務は課税のために国税データを必要とし、国税の電子データについてはシステム連携により入手しているが、データ化されていない国税資料については紙媒体による入手となることから、資料の複写業務を委託している。委託に当たっては、カメラ機能付きの携帯電話やデジタルカメラ等記憶領域のある機器の作業場所への持込み禁止に加え、作業終了時に複写資料及びミスコピーの枚数管理を徹底する等の安全管理措置を講じている。今後も引き続き委託先の厳格な管理監督に努めること。
- (3) 当該事務は、大規模な業務・システムであることに鑑みると、委託・再委託は、当該事務においての必要性が高いと考えられる一方で、リスクが高まる要素でもあるため、今後も引き続き厳格な管理監督に努めること。

##### 2 システム環境について

- (1) 税務総合支援システムに国税データを取り込むために使用する国税連携システムは、地方公共団体が共同して運営する組織である地方税共同機構が運営するeLTAX（地方税ポータルシステム）の地方税ポータルセン

タ及び国税データ閲覧機能と総合行政ネットワーク（以下「L GWAN」という。）により接続しているが、税務総合支援システムは外部とのネットワークを一切遮断していることから、国税データを取り込むに当たり、国税連携サブシステムを介し、外部記録媒体を使用している。外部記録媒体の取扱いも含め、今後も引き続きシステムの厳格な運用管理に努めること。

- (2) 当該事務において使用する国税データ閲覧機能は、上記の国税連携システムとL GWANにより接続することで国税データを取り込み、修正申告等への対応のため規定に基づき国税データを7年間保存している。引き続き特定個人情報が消去されず、いつまでも存在することのないよう、厳格な運用管理に努めること。

### 3 アクセス権限の管理について

当該事務において使用する全てのシステムに係るアクセス権限については、権限設定状況の一覧表の確認や打鍵テスト等を行っており、詳細かつ適正に管理されていることが確認された。今後も、税制改正に伴うシステム改修や組織改正等への変更に対するアクセス権限の更新を確実に実施し、引き続き適正な一元管理に努めること。

### 4 評価書の活用等について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

## 第3 審議経過

年月日	審議経過
令和元年11月25日	諮問
令和元年12月4日から 同月6日まで	本評価書案概要説明・審議 (第43回特定個人情報保護評価部会)
令和元年12月18日	審議(第44回特定個人情報保護評価部会)
令和2年2月4日	「地方税の賦課事務(個人事業税)に係る特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

神橋 一彦、徳本 広孝、宮内 宏